

○周防大島町空家対策融資利子補給金交付要綱

平成28年3月25日

告示第15号

(趣旨)

第1条 この告示は、周防大島町内（以下「町内」という。）の空家を適正に管理するための解体工事、改修工事又は空家購入（未使用の建物等は除く。）に係る経費について金融機関等から融資を受ける者に対し、予算の範囲内において当該融資に係る全部又は一部の利子補給を行うにあたり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 個人が町内に居住を目的として建築し、現に居住していない建物及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空家の所有者又は当該空家の相続権を有する者及び空家を所有しようとする者をいう。
- (3) 改修工事 主要構造部、内装、電気設備及び給排水衛生設備の改修で建築基準法等の関係法令に適合しているものをいう。
- (4) 金融機関等 町内に店舗がある銀行及びこれらに類する金融機関をいう。

(利子補給の対象者)

第3条 利子補給の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町に住民登録をしている者又はしようとする者。ただし、解体工事に係る融資を受けようとする者については、この限りでない。
- (2) 空家の所有者等
- (3) 金融機関等から融資を受けて空家の適正管理を行おうとする者
- (4) 国税及び地方税の滞納がない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は暴力団員と密接な関係を有しない者

(利子補給の種類及び条件)

第4条 利子補給の算出において、その対象とする額は、空家の解体工事、改修工事又は空家購入のために金融機関等と金銭消費貸借契約を締結した、500万円以内の融資契約額（以下「利子補給対象額」という。）とする。

2 利子補給率は、次の各号に掲げる率とする。なお、融資に係る保証料は利子補給率に含むものとする。

- (1) 解体工事 2.5%以内
- (2) 改修工事、空家購入 4.5%以内

3 利子補給期間は、10年以内とする。

（利子補給金の額）

第5条 利子補給の額は、前条第1項の利子補給対象額を元利均等償還で返済するものとして、前条第2項の利子補給率及び実際の償還期間により算出した額とする。ただし、金融機関等からの借入利率が利子補給率を下回るときは、金融機関等からの借入利率により算出するものとし、実際の利子支払額を上回らないものとする。

2 利子補給の額は、毎年、当該年度末分までの利子を金融機関等に払い込んだ額とする。ただし、延滞による利子は含まないものとする。

（利子補給の申込）

第6条 利子補給を受けようとする者は、周防大島町空家対策融資利子補給申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 空家対策融資に係る金融機関等へ提出する借入申込書等の契約書の写し
- (2) 空家対策融資に係る償還予定表の写し
- (3) 納税証明書（国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類）
- (4) その他町長が必要と認める書類

（利子補給の認定）

第7条 町長は、前条に規定する申込書の提出があった場合には、その内容を精査し、利子補給の対象とすることが適当であると認めるときは、周防大島町空家対策融資利子補給認定通知書（様式第2号。以下「認定通知書」という。）により、また適当でないと認めたときは、周防大島町空家対策融資利子補給却下通知書（様

式第3号)により、それぞれ通知するものとする。

(利子補給金の交付申請)

第8条 前条の規定により利子補給の認定を受けた者(以下「認定者」という。)は、第5条第2項の期間の属する年度末までに周防大島町空家対策融資利子補給金交付申請書兼実績報告書(様式第4号。以下「申請書兼実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 認定通知書の写し
- (2) 利子払込証明書(様式第5号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項に定める提出書類については、認定者は第4条第3項に定める利子補給期間内の年度毎に、当該年度分を翌年度の4月10日までに町長に提出しなければならない。この場合、前項第2号に定める書類は、毎年3月分までの証明でなければならない。ただし、利子補給期間が年度途中で完了したときは、当該利子補給期間完了日の属する月分までを、翌月の10日までに町長に提出するものとする。

(利子補給金の交付決定)

第9条 町長は、認定者から申請書兼実績報告書の提出があった場合には、その内容を精査し、利子補給金を交付することが適当であると認めるときは、周防大島町空家対策融資利子補給金交付決定通知書兼確定通知書(様式第6号。以下「決定通知書兼確定通知書」という。)により、また適当でないとき、周防大島町空家対策融資利子補給金不交付決定通知書(様式第7号)により、それぞれ通知するものとする。

(利子補給金の交付)

第10条 認定者は、前条に規定する決定通知書兼確定通知書を受領した後、速やかにその写しを添えて周防大島町空家対策融資利子補給金交付請求書(様式第8号。以下「請求書」という。)を町長へ提出するものとする。

2 町長は、請求書を受け取った後、速やかに認定者に利子補給金を交付するものとする。

(取消し及び返還命令)

第11条 町長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利子補給の

認定を取消することができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 認定及び利子補給金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- (3) 利子補給金の交付申請に偽りその他の不正行為があったとき。
- (4) その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定に基づき認定を取り消した場合、利子補給金の交付を停止し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 認定者は、前項の規定により返還を命じられたときは、直ちに当該利子補給金を返還しなければならない。

(変更の届出)

第12条 認定者又は認定を受けようとする者は、申込内容に変更があった場合は、延滞なく変更届（様式第9号）に変更内容の確認できる書類等を添付して町長に届けなければならない。

(報告及び調査)

第13条 町長は、利子補給金の交付に関し必要があると認めるときは、認定者に対し報告を求め調査することができる。

(その他)

第14条 この告示の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

周防大島町空家対策融資利子補給申込書

年 月 日

周防大島町長 様

申込者 住所  
氏名 ㊦

周防大島町空家対策融資利子補給金交付要綱第6条の規定に基づき、融資利子補給を受けたいので、下記の関係書類を添えて申し込みます。

記

- 1 空家対策融資に係る金融機関等へ提出する借入申込書等の契約書の写し
- 2 空家対策融資に係る償還予定表の写し
- 3 納税証明書（国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類）
- 4 その他町長が必要と認める書類
  - (1) 解体工事 固定資産課税台帳登録事項証明書（相続人は戸籍謄本も添付）
  - (2) 改修工事 固定資産課税台帳登録事項証明書（転入予定者は住民票も添付）
  - (3) 空家購入 売買契約書の写し（転入予定者は住民票も添付）
  - (4) その他 第4条第2項に定める率を上回る利子補給率の場合は、同項第1号又は第2号の補給率を充てた仮定の償還一覧表等

工事等の種類	
取扱金融機関名	
融資額	円
融資利率	固定 % / 年
返済期間	年 月 ～ 年 月 ( 回)
融資実行日	年 月 日
工事施工業者 又は不動産業者	〒



様式第3号（第7条関係）

周防大島町空家対策融資利子補給却下通知書

第 号  
年 月 日

様

周防大島町長 

年 月 日付けで申し込みのあった周防大島町空家対策融資利子補給について、下記の理由により認定できませんので、周防大島町空家対策融資利子補給金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

却下の理由

様式第4号（第8条関係）

周防大島町空家対策融資利子補給金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

周防大島町長 様

認定者 住所  
氏名 ㊦

年 月 日付け 第 号で認定のあった周防大島町空家対策融資利子補給金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 利子補給金申請額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 利子補給金対象期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで
- 3 利子補給金対象期間内における支払利子額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 添付書類
  - (1) 認定通知書の写し
  - (2) 利子払込証明書（様式第5号）
  - (3) その他町長が必要と認める書類

様式第5号（第8条関係）

利子払込証明書

1 住所  
氏名

2 融資種別（工事等の種類）

3 融資条件等

(1) 融 資 額 \_\_\_\_\_ 円

(2) 融資期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月まで

(3) 返済日 毎月 \_\_\_\_\_ 日

(4) 融資利率 \_\_\_\_\_ % / 年

4 利子払込状況 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月まで

月分	利子払込額	備 考
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
計	円	
※ 町記入欄	利子補給額	円 延滞利子（有・無）

上記に相違ないことを証明する。

年 月 日

金融機関名

印

様式第6号（第9条関係）

周防大島町空家対策融資利子補給金交付決定通知書兼確定通知書

第 号  
年 月 日

様

周防大島町長 印

年 月 日付けで申請のあった周防大島町空家対策融資利子補給金について  
交付することを決定し、その額を確定したので、周防大島町空家対策融資利子補給  
金交付要綱第9条の規定により通知します。

利子補給金交付額 \_\_\_\_\_ 円

様式第7号（第9条関係）

周防大島町空家対策融資利子補給金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

周防大島町長 

年 月 日付けで申請のあった周防大島町空家対策融資利子補給金の交付について、下記の理由により交付できませんので、周防大島町空家対策融資利子補給金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第8号（第10条関係）

周防大島町空家対策融資利子補給金交付請求書

年 月 日

周防大島町長 様

認定者 住所  
氏名 ㊦

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった周防大島町空家対策融資利子補給金の交付を受けたく、下記のとおり請求します。

記

利子補給金額	円	
振込先金融機関	金融機関名	
	支店・支所名	
口座種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

添付書類

決定通知書兼確定通知書の写し

様式第9号（第12条関係）

変 更 届

年 月 日

周防大島町長 様

認定者 住所

氏名

㊦

年 月 日付け 第 号で認定のあった周防大島町空家対策融資利  
子補給の申込内容に変更があったので、下記のとおり届けます。

記

1 変更前

2 変更後

3 添付書類

(1) 認定通知書の写し

(2) その他変更内容の確認できる書類等

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第9条関係)

様式第8号 (第10条関係)

様式第9号 (第12条関係)